

議案第191号

さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例の制定について

さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を次のように定める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例

(設置)

第1条 平成23年に自殺したさいたま市立小学校の児童（以下「児童」という。）に対する教員の指導の事実等について、客観的かつ公正な調査を行うため、さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。

- (1) 児童に対する教員の指導の事実に関すること。
- (2) 児童の自殺した原因に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市教育委員会が委嘱する。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開することができる。
- 5 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市教育委員会学校教育部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。